

| Course Code | Course Title | Instructor | Class Day & Period | Day | Period |
|-------------|--------------|------------|--------------------|-----|--------|
| 44F07-001 | 会社法 (設立・株式) | 佐藤 勤 | 授業曜日時限 | 水曜日 | 1・2 時限 |

次の事実を読み、設問に答えなさい。

〔事実〕
Aは、京都市に所在する土地・建物（以下「不動産P」という）を所有しており、これを利用して旅館業を始めようと考え、Y株式会社（以下「Y社」という）を設立することにした。Aは、Y社の設立に際して唯一の発起人となり、Y社の設立に関する事務を行うとともに、Y社の設立に際して発行される株式の全部を引き受け、出資を履行した。また、Aは、自らをY社の設立時取締役を選任した。2019年6月12日に、Y社の設立の登記がなされた。

Aは、Y社が営む旅館のための施設を設けるために、不動産Pに隣接する不動産QをY社のために入手することにした。2019年4月25日に、Aは、不動産Qの所有者であるXとの間で、「設立中のY社発起人A」の名義で、Y社の成立を条件に、Y社の成立後に不動産QをY社がXから譲り受ける契約（以下「本件譲受契約」という）を締結した。

①2019年6月10日、Aは、会社設立前のY社の株式（権利株）をCに譲渡した。

Xは、本件譲受契約の締結後に、同契約よりも5000万円高い価格で不動産Qを購入したいと申し出た者がいたことから、Y社に対して売買価格の増額を求めようと考えた。Xは、Aが作成したY社の定款（原始定款）に、本件譲受契約についての記載または記録が一切されていなかったという事実を知り、②2019年6月20日に、Aに対して、不動産Qの売買価格を5000万円増額することを要求するとともに、この要求に応じないのであれば、本件譲受契約の無効を主張して不動産Qの引渡しを拒絶すると告げた。

（設問1） Aは、本件譲受契約を締結するに際し、Y社の設立において、どのような手続を踏む必要があるのか、手続を踏ませる趣旨、および具体的な手続について、説明しなさい。

（設問2） 発起人が会社の設立手続において行う、どのような行為が、設立中の会社の機関として行為として、成立後の会社に帰属するのか、簡単に説明しなさい。

（設問3） Xは、どのような根拠から、本件譲受契約の無効を主張することができるか、説明しなさい。

（設問4） 下線①の譲渡の効力を、理由とともに説明しなさい。

| | | | |
|-------------|----|---------------------|------------|
| 学部 Dept. | 学科 | 学生番号 Student No. | 氏名 Name |
| 解答は別紙に記入 | | 解答は別紙に記入 | 解答は別紙に記入 |